

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
■	1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	■	5-1 断熱等性能等級
■	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	□	5-2 一次エネルギー消費量等級
■	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-1 ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)
■	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-2 換気対策
□	1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
■	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□	7-1 単純開口率
■	1-7 基礎の構造方法及び形式等	□	7-2 方位別開口比
□	2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	□ ※	8-1 重量床衝撃音対策
□ ※	2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	□ ※	8-2 軽量床衝撃音対策
□ ※	2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	□ ※	8-3 透過損失等級 (界壁)
□	2-4 脱出対策 (火災時)	□	8-4 透過損失等級 (外壁開口部)
□	2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	□	9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)
□	2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	□ ※	9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)
□ ※	2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	□	10-1 開口部の侵入防止対策
■	3-1 劣化対策等級 (構造躯体等)		
■	4-1 維持管理対策等級 (専用配管)		
□ ※	4-2 維持管理対策等級 (共用配管)		
□ ※	4-3 更新対策 (共用排水管)		
□ ※	4-4 更新対策 (住戸専用部)		

※共同住宅等のみ